

高齢者の医療の確保に関する法律施行令案要綱

一 特定健康診査

特定健康診査の対象となる生活習慣病を高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の生活習慣病であつて、内臓脂肪の蓄積に起因するものとする。 (第一条関係)

二 後期高齢者医療制度

1 市町村の行う後期高齢者医療の事務関係

市町村の行う後期高齢者医療に係る事務を定めること。 (第二条関係)

2 被保険者資格関係

(1) 六十五歳以上七十五歳未満の者のうち、一定の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受け、被保険者となる者に係る障害の状態の程度を定めること。 (第三条及び別表関係)

(2) 保険料を滞納している被保険者について、後期高齢者医療広域連合が被保険者証の返還を求める対象とならない特別の事情及び被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に対して後期高齢者医療広域連合が被保険者証を交付する特別の事情を定めること。 (第四条及び第五条関係)

3 後期高齢者医療給付関係

- (1) 療養の給付等に優先して行われる給付を定めること。（第六条関係）
- (2) 療養の給付に係る一部負担金の割合が三割となる者の判定基準となる所得の額の算定方法及び収入の額を定めること。（第七条関係）
- (3) 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に関し、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条等の規定を読み替えること。（第八条から第十三条まで関係）
- (4) 高額療養費の支給要件及び支給額を定めること。（第十四条関係）
- (5) 高額療養費の算定基準額等を定めること。（第十五条関係）
- (6) 入院療養等に係る高額療養費の現物給付について定めること。（第十六条関係）
- (7) 保険料の滞納者に対する給付の差止めの対象とならない特別の事情について、被保険者証返還の対象とならない特別の事情に関する規定を準用すること。（第十七条関係）

4 保険料関係

- (1) 保険料の算定に係る基準等を定めること。(第十八条第一項から第三項まで関係)
- (2) 保険料の減額賦課に係る基準等を定めること。(第十八条第四項及び第五項関係)
- (3) 保険料の特別徴収に関して介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定を準用する際の技術的
読替え等を定めること。(第十九条から第三十二条まで関係)

- (4) 保険料徴収を私人に委託したときは、その旨を告示すること等を定めること。(第三十三条関係)

5 審査請求関係

後期高齢者医療審査会について、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)等に規定する国民健康保険審査会の規定を準用すること。(第三十四条及び第三十五条関係)

6 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。(第三十六条から第三十八条まで関係)

三 施行期日等

- 1 この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行すること。(附則第一条関係)

- 2 老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）を廃止すること。（附則第二条関係）
- 3 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。（附則第三条から第十四条まで関係）